

(審査案件第 6 2 号)

答 申

第 1 審査会の結論

平成 1 7 年 6 月 1 5 日起案「懲戒処分について」(免職) 及び平成 1 7 年 6 月 1 3 日起案「懲戒処分について」(停職) で非公開とした部分のうち、懲戒処分の内部的審査に関する情報が記載されているとして、長野県情報公開条例第 7 条第 6 号を理由に非公開とした部分は、被処分者の氏名を除いて公開されるべきである。

第 2 異議申立て等の経過

- 1 平成 1 7 年 (2 0 0 5 年) 7 月 2 5 日、異議申立人は、長野県情報公開条例 (平成 1 2 年長野県条例第 3 7 号。以下「本件条例」という。) に基づき、長野県知事 (以下「本件実施機関」という。) に対し、職員処分文書一式 (免職、停職、直近のもの各 1 件) 及び障害者任免状況通報書 (直近のもの) について公開請求を行った。 (以下「本件請求」という。)
- 2 同年 8 月 9 日、本件実施機関は、本件請求に対し、それぞれ次の公文書を特定し、その一部を非公開とする決定 (以下「本件決定」という。) を行って、異議申立人に通知した。
 - (1) 「懲戒処分について」(免職)(平成 1 7 年 6 月 1 5 日起案)(以下「本件公文書 1 」という。)

懲戒処分の内部的審査に関する情報が記載されている部分を非公開とした。
 - (2) 「懲戒処分について」(停職)(平成 1 7 年 6 月 1 3 日起案)(以下「本件公文書 2 」といい、本件公文書 1 及び本件公文書 2 を「本件公文書」という。)

処分を受けた職員の個人に関する情報のうち、すでに公開されている職名及び年齢を除いた部分、迷惑行為の処分例 (過去 1 0 年間) に記載された被処分者の所属に関する部分並びに懲戒処分の内部的審査に関する情報が記載されている部分を非公開とした。
 - (3) 「障害者任免状況通報書」(平成 1 7 年 6 月 1 日現在)

全部公開
- 3 同年 8 月 2 2 日、異議申立人は本件決定に対し、非公開とした部分の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書で主張した内容は、概ね次のとおりである。

- 1 本件決定の取消しを求める。
- 2 本件実施機関が非公開とした情報は、公平・公正な人事管理をする為に、公開が予定されている情報であり、本件条例第7条第2号及び第6号に該当しない。
- 3 事故防止対策を公表することは、人事担当部局の職務遂行能力を市民が評価するために必要である。非公開とすることにより、職務にまい進している職員の権利利益が侵害されるおそれがある。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が、理由説明書及び意見陳述で主張した内容の要旨を総合すると、概ね次のとおりである。

1 条例第7条第2号の該当性について

本件公文書に記載されている被処分者の個人に関する情報は、公務員等に関する情報であるが、その職務の遂行に係る情報ではないので、本件条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。本件公文書1に記載の個人に関する情報及び本件公文書2に記載の個人に関する情報のうち、職名及び年齢については、すでに公開されている情報であることから、本件条例第7条第2号ただし書アにより公開したが、それ以外の個人に関する情報は、本件条例第7条第2号ただし書ア及びイのいずれにも該当しないので、本件条例第7条第2号により非公開としたものである。

また、本件公文書2に記載された被処分者の所属課所名については、県職員録が一般に閲覧可能な状態となっていること等から、すでに公開されている情報とこれらを照合することにより、特定の個人が識別されることとなるため、本件条例第7条第2号に該当し、ただし書のいずれにも該当しないので、非公開としたものである。

2 条例第7条第6号の該当性について

本件公文書のうち、懲戒処分の内部的審査に関する情報が記載されている部分は、人事管理に関する情報であって、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測されるものであるため、本件条例第7条第6号により非公開としたものである。本件公文書に記された内容は、公開している処分事由等に最終的には近似した記述になっているとはいえ、検討経過を記載した部分を公開することは、その記載内容の如何にかかわらず、職員に処分内容について疑義を生じせしめ、かえって混乱をきたすことにより、人事管理の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある

と考える。

3 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、本件条例上の根拠に欠けるもので採用することができない。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件公文書は、地方公務員法第 29 条の規定により職員に対し懲戒処分を行った際の起案文書一式で、本件公文書 1 が免職に係るもの、本件公文書 2 が停職に係るものとなっている。

(1) 本件公文書 1 について

本件公文書 1 は、「免職、停職、直近のもの各 1 件」という請求趣旨に沿って特定した平成 17 年 6 月 15 日付けの職員を免職とする懲戒処分に係る起案文書一式で、起案文、懲戒処分について、事件の経過、人事通知書（案）、不利益処分事由説明書（案）、所属課所及び人事委員会への処分通知等（案）並びにプレスリリース（案）の各文書が含まれている。本件実施機関は、懲戒処分についてに記載された「行為の違法性・有責性」の部分は本件条例第 7 条第 6 号に該当するとして非公開としている。

(2) 本件公文書 2 について

本件公文書 2 は、「免職、停職、直近のもの各 1 件」という請求趣旨に沿って特定した平成 17 年 6 月 13 日付けの職員を停職とする懲戒処分に係る起案文書一式で、起案文、職員の処分について、迷惑行為の処分例（過去 10 年間）処分事例に関する調査、人事通知書（案）、不利益処分事由説明書（案）、所属課所及び人事委員会への処分通知（案）並びにプレスリリース（案）の各文書が含まれている。本件実施機関は、起案文、職員の処分について、人事通知書（案）、不利益処分事由説明書（案）並びに所属課所及び人事委員会への処分通知（案）に記載された被処分者の氏名及び所属課所名並びに迷惑行為の処分例（過去 10 年間）に記載された被処分者の所属課所は本件条例第 7 条第 2 号に該当するとして、また、職員の処分についてに記載された「行為の問題点」、「懲戒処分等の指針」及び「結論」を本件条例第 7 条第 6 号に該当するとして非公開としている。

2 本件条例第 7 条第 2 号該当性について

(1) 本件条例第 7 条第 2 号の趣旨

本件条例第 7 条第 2 号は、公開を原則とする情報公開制度の下においても、個人のプライバシーは保護されるべきであることから、公開原則の例外として、特定の個人を識別できる情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定

の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、非公開としている。ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報(ただし書ア) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報(同イ) 公務員の職及び氏名で個人の権利利益を不当に害するおそれがないもの並びに職務遂行の内容(同ウ)は公開するものとされている。

本号の適用に当たっては、本号があくまでも原則公開を定める本件条例の例外規定であることをふまえるとともに、その定めが個人識別を基準としつつも本来の保護法益を個人のプライバシーとしていることを十分に考慮して解釈されるべきである。

(2) 本件条例第7条第2号該当性についての検討

本件実施機関は、本件公文書2記載の被処分者の氏名及び所属課所名について、本件条例第7条第2号に該当することを理由として非公開としているので、この点について検討する。

本件公文書2は、公務員である特定職員の懲戒処分に係る公文書一式であり、このうちの起案文、職員の処分について、人事通知書(案)、不利益処分事由説明書(案)、所属課所及び人事委員会への処分通知(案)には、実施機関が非公開とした当該職員の氏名及び所属する課所名が記載されている。氏名については、当該職員個人を識別する情報であり、所属課所名についても、すでに当該職員の職名、年齢が公開されていることから、これが公開されれば、県職員録等の公開されている他の方法と照合することにより、当該職員個人を容易に識別しうることが認められる。

また、本件公文書2のうちの迷惑行為の処分例(過去10年間)には、実施機関が非公開とした被処分者が所属する課所名が記載されているが、すでに被処分者の職名が公開されていることから、これが公開されれば、上記と同様の方法により被処分者個人を容易に識別しうることが認められる。

従って、本件公文書2は、本件条例第7条第2号本文の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる」情報が記録されている公文書に該当する。

なお、本件条例第7条第2号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、非公開を規定する同号本文からこれを除外しているが、本件公文書2に記録されている公務員の懲戒処分に関する情報は、公務員等に関する情報ではあるものの、公務員の職務の遂行に係る情報には当たらないことから、同ただし書ウに該当しない。

ところで、本件条例第8条第2項は、公開請求に係る公文書に本件条例第7条第2号の情報が記録されている場合において、「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、

当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、本件条例第8条第1項に規定する部分公開をしなければならないとしている。

以上の点からすると、職員個人を識別することができることとなる氏名及び所属課所名を非公開とした実施機関の判断は、結論において誤りはない。なお、異議申立人は、これらの情報は公開が予定されている情報であると主張しているが、プレスリリース等においても氏名及び所属課所名については公開を予定しておらず、かかる慣行も認められないことから異議申立人の主張は採用できない。

3 本件条例第7条第6号該当性について

(1) 本件条例第7条第6号の趣旨

次に、本件実施機関は、本件公文書1の懲戒処分についてに記載された「行為の違法性・有責性」の部分及び本件公文書2の職員の処分についてに記載された「行為の問題点」、「懲戒処分等の指針」及び「結論」の部分の本件条例第7条第6号に該当することを理由に非公開としているので、この点について検討する。

本件条例第7条第6号は、「県又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開と規定している。また、同号アからオに典型的な事務を例示して、公開することによる支障の要件を定めており、同号エでは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と定めている。

本号の適用に際しては、本号が公開原則の例外を定める規定であることをふまえ、厳格にこれを解釈する必要がある。とりわけ、「支障」の判断に当たっては、公開することにより生ずる支障のみでなく将来同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案すること、公開することによる支障は名目的なものでは足りず実質的なものでなければならないこと、公開することによる支障のおそれは単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならない。

(2) 本件条例第7条第6号該当性についての検討

本件実施機関は、本件公文書1の懲戒処分についてに記載された「行為の違法性・有責性」の部分及び本件公文書2の職員の処分についてに記載された「行為の問題点」、「懲戒処分等の指針」及び「結論」の部分は、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される処分の検討経過が記載されており、これら検討経過を記載した部分を公開することは、その記載内容の如何にかかわらず、職員に処分内容について疑義を生じせしめ、かえって混乱をきたすことにより、人事管理の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある、と主張する。

しかしながら、上記(1)で述べたように公開することの支障は実質的なものでなければならない、その公開・非公開は個別に判断すべきである。

当審査会が見分したところ、本件実施機関が本件条例第7条第6号に該当するとして非公開とした部分は、本件公文書の公開された部分に記載がある事実、法律及び公開されている処分の基準を定めた文書からの引用並びにこれらから導き出せ

る内容が記載されているにすぎず、非公開としなければならないほどの支障があるとは認められない。

以上から、本件公文書で本件条例第7条第6号に該当するとして非公開とした部分は、今後の人事管理の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある、とする実施機関の主張は認められないので、公開されるべきである。

4 結論

以上のことから、第1 審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査経過

平成17年(2005年)9月 2日 諮問

平成19年(2007年)5月14日 実施機関からの意見聴取及び審議

(なお、異議申立人からは意見書の提出がなく、意見陳述の希望もなかった。)

6月11日 審議

10月15日 審議

10月31日 審議

11月13日 審議終結